平成２１年（フ）第１７５１号
神奈川県藤沢市長後1245番地　サンハイツ渋谷１―401
債務者　知念スージー　アケミこと　チネンバスケス　スージー　アケミ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１５号
横浜市旭区万騎が原122番地　若宮ハイツ102号室
債務者　菅原　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2311番地６
債務者　多々納孝二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第５９号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2311番地６
債務者　多々納典子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第８７号
島根県出雲市上島町834番地
債務者　金山　和正
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９０号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町4149番地　県営住宅荘原団地２棟232号
債務者　曽田眞由美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９１号
島根県出雲市中野町219番地13
債務者　吉田　智広
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第４０１号
岡山市東区西大寺新地497番地10
債務者　河本　優子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０３号
岡山市北区辰巳422番地２　サンガーデン和気Ａ202号
債務者　宮地　順子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４５７号
東京都足立区江北１丁目16―５―107
債務者　門藤　広行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５８号
東京都足立区江北１丁目16―５―107
債務者　門藤　京子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４６０号
東京都青梅市成木２丁目392―１
債務者　岡村　珠美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４６１号
東京都中野区上鷺宮４丁目16―20―102
債務者　菅原　利一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５５９号
東京都港区高輪１丁目25―８
債務者　阿部　裕一
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５６９号
東京都小平市花小金井南町３丁目33―５―101
債務者　末永　久美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５７１号
静岡県富士宮市大岩507―48
債務者　望月　輝子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部